

## 「売木村自然休養村管理センター」の指定管理者公募の概要

「自然休養村管理センター」「ささゆり荘」「体育施設」の管理業務を効果的・効率的かつ安定的に行うため、下記によりこれら施設を一括管理する指定管理者の募集を行います。

### 1 指定管理者が行う業務

#### (1) 施設の管理運営

- ア. 施設の維持管理に関する業務
- イ. 施設の利用承認及び利用承認の取消し等に関する業務
- ウ. その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務

#### (2) 温泉宿泊施設としての活用

温泉を活用した宿泊施設として業務を行い、売木村の観光振興に寄与すること。

#### (3) 公共施設としての協力

売木村民の公共施設として、体育施設の提供をし、村民の健康体力づくりに協力する。

### 2 指定管理業務に要する経費

- (1) 指定管理者が自らの収入として収受する**利用料金制**を採用します。指定管理者は、利用料金収入及びその他の収入（販売、施設利用料、自販機及び食堂経営の収入）のみにより管理運営することになります。
- (2) 指定管理者が村に支払う年間施設使用料は、「自然休養村センター」「ささゆり荘」「体育施設」を合わせて24万円です。  
別途温泉水を使用する権利金が必要となります。

### 3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

### 4 応募資格及び条件

売木村に事務所を有する法人その他の団体であること。  
個人及び申請日以降に設立予定の団体は受付けません。

### 5 申請手続き

#### (1) 提出書類

- ア. 指定管理者指定申請書
- イ. 法人等の定款若しくは寄付行為又はこれらに準じる書類
- ウ. 施設の事業計画書及び収支予算書 等

#### (2) 公募期間

令和3年7月12日（月）から令和3年10月15日（金）まで

#### (3) 申請期間

令和3年7月21日（水）から令和3年10月15日（金）まで

#### (4) 提出先

〒399-1601

長野県下伊那郡売木村968番地1

売木村役場総務課

※申請書は、持参又は郵送により提出するものとし、電子メール、FAXでの提出は受け付けません。

## 6 説明会の開催

公募に関する説明会を次のとおり開催します。応募を希望する者は、必ず説明会に出席してください。**説明会に参加しなかった者は申請できません。**

都合により説明会に参加できない場合は、売木村役場総務課にご連絡ください。

説明会において施設に関する資料（図面等）を配布します。

- (1) 開催日時 令和3年7月20日（火） 午後3時から
- (2) 開催場所 「自然休養村管理センター」（長野県下伊那郡売木村1番地92）
- (3) 申込方法 説明会の開催日前日までに売木村役場総務課へ連絡してください。  
電話 0260-28-2311

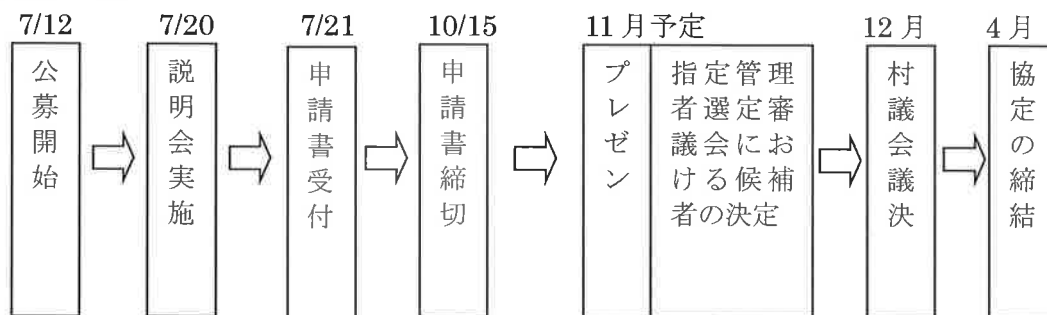
## 7 選定方法

申請書類審査、公募者のプレゼンテーション及び売木村の公の施設指定管理者選定審議会において次の審査基準に照らし候補者を選定し、村議会の議決を経て指定管理者を決定します。

### ○審査基準

- (1) 住民の平等利用が確保されること
- (2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること
- (3) 相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること
- (4) 安定した経営基盤を有していること
- (5) 施設としての役割を適切に担えること 等

## 8 スケジュール



## 9 協定の締結

指定管理者の指定の後に、指定管理者業務の実施に関し、包括的な事項を定めた協定を締結します。

## 10 募集の広報

売木村公式HPへの掲載、村内防災無線放送、CATV等により広報します。

<問い合わせ先> 担当者：売木村役場 総務課  
住所：〒399-1601 長野県下伊那郡売木村968-1  
電話：0260-28-2311

FAX : 0260-28-2135  
電子メール: E-mail [somu2@urugi.jp](mailto:somu2@urugi.jp)